

(問 11)

沖縄市の税収が 2.1 億円／年増加した場合、地方交付税の計算方式で計算した、沖縄市の実質収入増加額はどうなりますか。（埋立地に増えた面積 57.9 ha、人口、公園面積、下水道等を計算に入れたときの、基準財政需要額、基準財政収入額を基にした、沖縄市の実質収入増加額。）

(回答)

沖縄市に聞いたところ、「当該事業にかかる収支計算見通しによる税収については基準財政収入額に算入されるが、埋立をすることにより基準財政需要額の算定における市域面積、人口、公園面積、下水道等の整備による元利償還金の一部なども算入され、需要額も増加することになる。今回、その影響等については収支に影響させず、あくまで、当該地区の土地利用計画に基づく波及効果等から算定しているものである」と聞いております。

(問 12)

事業収支（稼働時、事業期間 30 年）で、58 億円（民間への土地売却 52 億+土地賃貸権利金 6 億円）を想定しているが、これは全て順調に推移した時の計算である。

リスクは、売却価格が 10 % 下がった場合だけを想定している。土地が売れない時、賃貸が進まない時の事業収支をどうなりますか。

(回答)

沖縄市によると、「民間用地については、基本的には市は企業立地の目途をつけてから県から購入するものである。市案においては、市財政への影響を算定するにあたり、リスクの高いケースとして、処分用地の半分を賃貸とした場合の算定を行っており、その場合であっても、市財政の健全性は確保できると考えている」と聞いております。

県から市への土地処分については、市が土地需要を見込んだ段階で県と市において土地の売買の時期等について協議を行った後、県が国から土地の譲渡を受けて市へ譲渡する予定になっております。

(問 13)

産業関連表について

(1) 沖縄市案はH 12年度沖縄市産業関連表を使っている。これは、数値の間違いが指摘され、沖縄市はそれを修正している。修正される前の産業関連表と修正後の産業関連表を説明してください。

(回答)

沖縄市に問い合わせたところ、「産業連関表の作成時に、輸移出、輸移入の分割において、本来、地域内生産が0であれば、輸移出が0となる部分に、0以外の値を計上し、また、正の値でなければならない輸移出が負の値になっているのを見逃していたため、不整合な産業連関表となった。これについては修正を行い、修正した産業連関表を用いて、波及効果分析を行った結果、生産誘発額、就業誘発者数などの結果は1%未満の減少となる程度であり、影響は軽微であることから、修正前と同程度の波及効果が期待される。」と聞いております。

(問 13)

産業関連表について

(2) 沖縄市は、使った「就業係数」は「H 12年度沖縄県産業関連表」のものを使ったと、沖縄市議会で答弁している(2010年12月16日)。何故、沖縄市の事業の計画に沖縄市産業関連表でなく、沖縄県産業関連表の就業係数が使われているのですか。

(回答)

沖縄市に問い合わせたところ、「市独自の就業係数が無いこと、また、就業係数は1単位の生産に要する就業者数であり、産業部門別の生産額は県と市で大きな差は無いと考え、県全体の平均値である県の就業係数を使用した。」と聞いております。

(問 13)

産業関連表について

(3) 修正された産業関連表に基づいて、沖縄市案を再検証していますか。

(回答)

県としましては、沖縄市が当初作成した産業連関表は、「市町村地域産業連関表の作成と応用（本田・中澤）」という文献に示された考え方を基に、県の産業連関表を活用して市の産業連関表を作成しており、また、同文献は、実際に舞鶴市で市単位の産業連関表を作成した事例を紹介したもので、舞鶴市が活用した手法を基本に沖縄市の産業連関表を作成していることを確認しております。

また、沖縄市に問い合わせたところ、「修正した産業連関表を用いて、波及効果分析を行った結果、生産誘発額、就業誘発者数などの結果は1%未満の減少となる程度であり、影響は軽微であることから、修正前と同程度の波及効果が期待される。」と聞いております。

(問 13)

産業関連表について

(4) 沖縄市は、H 17 年度の沖縄県産業連関表（公表済み）に基づいて、H 17 年度沖縄市産業連関表を作成しているが、その産業連関表はどうなっていますか。

(回答)

沖縄市に問い合わせたところ、「平成 17 年度の沖縄県産業連関表に基づく市の産業連関表は、現在作成中であり、今年度中には波及効果分析を行う予定である」と聞いております。

(問 13)

産業関連表について

(5) H 17 年度沖縄市産業関連表に基づく沖縄市案の再検証をおこなっていますか。

(回答)

県は、沖縄市が当初作成した産業連関表は、「市町村地域産業連関表の作成と応用（本田・中澤）」という文献に示された考え方を基に、県の産業連関表を活用して市の産業連関表を作成しており、また、同文献は、実際に舞鶴市で市単位の産業連関表を作成した事例を紹介したもので、舞鶴市が活用した手法を基本に沖縄市の産業連関表を作成していることを確認しております。

また、沖縄市に問い合わせたところ、「平成 17 年度の沖縄県産業連関表に基づく市の産業連関表は、現在作成中であり、今年度中には波及効果分析を行う予定である」と聞いております。

(問 14)

環境への影響について・・・

「2 区は中止であるから干渉は保全される」について

(1) 1 区のサンゴ、海草藻場、新種、絶滅危惧種はどうなりますか。

(回答)

環境影響評価時における保全措置としては、「サンゴについては、やむを得ず生息被度 0 パーセントから 10 パーセント未満の区域が一部消失するが、泡瀬地区において相対的に高被度である生息被度 10 から 40 パーセント未満の区域について、埋立を回避すること、やや沖合域における比較的良好なサンゴ群集を保全することなどにより、全体としてサンゴ類への影響を低減する」としております。

したがいまして、埋立事業者としては、第 I 区域のサンゴについては移植等の保全措置を執ることにはなっておりませんが、平成 20 年度には沖縄市が主体となり、また、平成 21 年度には N P O が主体となって、サンゴの有効活用や保全の観点から、第 I 区域内のサンゴについてその一部を移植しております。

藻場については、埋立工事中は海藻草類が生育している海域の保全に努め、また、やむを得ず生育被度 50 % を超える藻場については、被度 50 % 未満の疎生域にできる限り移植し、藻場生態系の保全を図ることとしております。

また、工事中に「レッドデータブック」等の掲載種や貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書に記載されている動植物種以外の種が工事の施工区域若しくはその近傍で確認された場合は、環境影響評価書に記載された内容に基づき、文化環境部と調整するとともに、その保全に必要な措置を講じております。

(問 14)

環境への影響について・・・

(2) 1区の工事が2区に及ぼす影響をどのように認識していますか。

(回答)

沖縄市の土地利用計画見直しにおいて第2区域を取り止めることになったことにより、干潟全体面積の約98パーセントが残ることから、環境への影響は当初計画よりも軽減されるものと考えております。

これまで、埋立事業の実施にあたっては、専門家や自然保護団体等で構成する「環境監視委員会」及び「環境保全・創造検討委員会」を設置し、両委員会の指導・助言を受けながら、植物・動物等の環境監視調査を実施してきたところであります。

また、当該調査結果を踏まえ、埋立区域外の生息・生育環境の保全等の環境保全措置を講じております。

(問 14)

環境への影響について・・・

(3) 干潟とそれに続く浅海域は一つの生態系として考えるのが科学的常識であると思うが、どうですか。

(回答)

沖縄市の土地利用計画見直しにおいて第2区域を取り止めることになったことより、干潟全体面積の約98パーセントが残ることから、環境への影響は当初計画よりも軽減されるものと考えております。

また、環境への影響が当初計画より軽減されることから、生態系への影響も軽減されるものと考えております。